

調達価格等算定委員会（第44回）

議事要旨

○日時

平成31年1月9日（水）13時00分～14時30分

○場所

経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

- (1) バイオマス発電について（新規燃料の取扱い）
- (2) 取りまとめについて

○議事要旨

- (1) バイオマス発電について（新規燃料の取扱い）

委員

- ・ 事務局案に賛成する。
- ・ バイオマス発電は電力の低炭素化に向けて果たす役割が非常に大きい。適切なバイオマス発電の推進に資するよう、持続可能性の観点も含め、引き続き検討を進めることが重要ではないか。
- ・ 新規燃料を消費者・国民の視点から見ると、以前バイオディーゼル燃料の検討が行われた時と同様に、食料との競合が非常に重要な論点になると認識している。この点も含めて専門的見地から検討した後で、新規燃料をFIT制度の対象とするかどうかを本委員会で検討するという事務局案は妥当である。
- ・ 持続可能性の確認方法の検討に当たっては、本委員会での有識者ヒアリングを踏まえると、食料との競合や、加工プロセスにおける温室効果ガスの排出も含めた環境負荷の観点に留意する必要がある旨を委員会意見に明記いただきたい。

- 新規燃料は従来想定していなかったものであり、今後燃料として用いる場合には、植物検疫や遺伝子組換えなどに関する国内法への適合性が新たに問題となり得る。国内法に適合しない燃料はFIT制度の対象とならないと理解しているが、今後の検討に当たって留意すべき事項の一つではないか。
- 持続可能性に関する専門的・技術的な検討の場には、可能な限り、消費者の視点から意見を述べることのできる者が参加できるようにしていただきたい。
- 事務局案については、既存燃料よりも環境負荷やコストの低い新規燃料をFIT制度の対象とすることを遅らせている可能性があることから、持続可能性に関する専門的・技術的な検討はスピード感を持って進めることが重要である。

委員長

- 新規燃料については、これまでの委員会で、全体的な考え方・コスト動向・燃料の安定調達に関して議論をしてきたが、本日の事務局案に異論はなかった。
- 持続可能性については、専門的・技術的な検討の場を設けることとなったが、この場において、食料との競合や国内法への適合性の観点も含めて、幅広く議論が進むことを期待する。また、この議論がなるべく早急に進むよう、事務局には対応をお願いしたい。

(2) 取りまとめについて

<「平成31年度以降の調達価格等に関する意見案」について>

委員

- 本意見案に全体として異論はない。
- 日本の再エネコストは諸外国と比べると全体的に高いものの、とりわけFIT法改正以降の太陽光発電は急速に低減が進展している。例えば、住宅用太陽光発電では「2019年に売電価格が家庭用電気料金並み」という目標が達成されつつあり、事業用太陽光発電では第3回入札の落札価格で「2020年に発電コスト14円/kWh」という目標の水準に手が届くところまで来ている。官民一体でコスト低減の取組を進めてきたという点を「はじめに」(p3)に記載するべきではないか。
- 「はじめに」(p3)の第4段落にある「事業環境の整備」については、事業者の努力を促していくことはもちろん、制度側での取組も併せて進める必要があるという趣旨で理解している。
- 今年度の検討のフレームワーク(p5)では、「急速なコストダウンが見込まれる電源」にバイオマス発電の一部(大規模一般木材等・液体燃料)を含めることとなったが、他の委員会でもこの分類を維持していただきたい。

- 住宅用太陽光発電のコスト動向については、「2019年に売電価格が家庭用電気料金並み」という価格目標が達成されつつあるという記載がされている（p14）が、事業用太陽光発電についても、第3回の入札結果を踏まえて、「2020年に発電コスト14円/kWh」という価格目標の達成状況に関するポジティブな評価を加えていただきたい。
- 住宅用太陽光発電の価格目標のイメージ（p14）は、将来的なコスト低減の見通しを示したものであり、今後も現在と同じ制度が継続されることを約束しているものではない点を確認しておきたい。例えば、FIT法の抜本見直しの議論の中では、季節別に異なる調達価格を予め設定する（需要が少ない春・秋に低い価格を設定し、需要が大きい夏・冬に高い価格を設定する）といった制度も選択肢の一つとしてあり得る。特に住宅用太陽光発電では、こうした価格設定方法により、余剰売電か自家消費かという設置者の経済合理的な選択に影響を与えることが可能である。
- 事業用太陽光発電の調達価格等の設定に当たって、「入札対象範囲外の案件が入札対象範囲の案件よりも経済的に有利にならないようにする」との記載（p28）について、入札対象範囲外で事業開発が進む誘因を付けないようにするという趣旨には同意するし、トップランナー方式で入札対象範囲外の調達価格を低減させていくことに異論はない。しかし、「入札対象範囲外の案件が入札対象範囲の案件よりも経済的に有利にならない」という点は、調達価格の設定時に法令上勘案すべき事項には含まれていないことから、表現の工夫が必要ではないか。
- 「入札対象範囲外の案件が入札対象範囲の案件よりも経済的に有利にならないようにする」との記載（p28）は、具体的に「調達価格を入札の落札価格よりも低く設定する」などということに記載しているものではなく、入札対象範囲外の調達価格等の設定に当たっての重要な視点を記載しているものである。この視点については委員間の合意が得られており、趣旨も十分に伝わるので、事務局案の記載でよいのではないか。
- メタン発酵バイオガス発電について、大規模な案件や一定の条件の案件では、想定よりも安価に事業が実施できている。中長期的に検討を行っていくという事務局案の結論に異論はないが、発電電力量の大きい大規模な案件は国民負担への影響も大きく、今後も引き続きコストデータを注視いただきたい。
- 石炭混焼案件の取扱いは、バイオマスと石炭の混焼を行う既認定案件を石炭専焼に転換することを推奨するために決定したものではない。バイオマスの利用が後退・縮小しないよう、他の政策での対応をお願いしたい。
- 今回の石炭混焼案件の取扱いにより、現時点ではバイオマスと石炭の混焼を予定している今後の案件について、バイオマスの利用を行わないという判断がされるおそれがある。容量市場の適用を選択しFIT制度の対象外となる発電事業がバイオマスの利用を継続することも重要であるが、今後の新規案件にもバイオマスの積極的な

利用を促していく必要がある。このため、FIT 制度外での取組に関する「バイオマス燃料を用いた発電事業の継続が促される仕組みを作っていくことも重要」(p76)との記載は、継続のみならず、拡大も促すという趣旨が分かるように改めるべきではないか。

委員長

- 本日配布された意見案については、特に p28 や p76 に委員から様々な視点での指摘があった。事務局と相談して、意見案の表現を修正する対応を行いたい。
- 本意見案について、委員からの指摘を反映させた上で、本委員会の意見として決定することとした。具体的な反映方法は委員長一任となった。

<「平成 31 年度以降の調達価格及び調達期間についての委員長案」について>

委員長

- 本委員長案について、委員から特段の指摘はなく、原案のとおり、本委員会として決定することとした。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365